

穏金に関するお知らせ





税のご質問・ご相談

●国税庁 HP「タックスアンサー」 よくある税の質問に対する一般的な 回答を調べることができます。



電話相談センター宮古島税務署 ☎ 72-4874 (自動音声案内→ I)

●確定申告電話相談センター宮古島税務署 ☎ 72-4874 (自動音声案内→0)

サラリーマンで確定申告が必要な方

- ① 給与の収入金額が 2,000 万円を超える方
- ② | ヶ所から給与の支払を受けている方で、 給与所得や退職所得以外の所得金額の 合計が 20 万円を超える方
- ③ 2 ヶ所以上から給与の支払いを 受けている方など
- ●所得税及び復興特別所得税

確定申告・納期限日··· 3/15(火) 振替納税の振替日····· 4/21(木)

●確定申告書の受付…2/16~3/15

マイナポータルで確定申告を簡単・便利に

連携特設ページ」をご覧ください。

確定申告に関する税務相談は 国税庁 HP のチャットボットを ご利用ください



「医療費控除」や「住宅ローン控除」など 各種控除の内容のほか、株式の配当金や副業で 得た収入の申告に関する質問などについて、 AI(人工知能)が自動で回答するサービスです。 ウェブ上で 24 時間いつでも相談できます。 ※運用開始は 1 月中旬からです。

国税庁 HP から確定申告 (e-TAX)

所得税・消費税・贈与税の申告書は、国税庁 HP「確定申告書等作成コーナー」から作成で きます。 I 月からは、パソコンの画面に表示 される二次元コードを対応スマートフォンで 読み取ることで、IC カードリーダライタがな くても、e-TAX 送信ができます。

また、給与収入がある方や年金収入、副業等の雑所得がある方、特定口座での株式等の譲渡所得等を申告する方などは、スマホ・タブレットに最適化した画面で所得税の申告書を作成できます。ぜひご利用ください。

★所得税の確定申告で e-TAX を利用するメリット★

- ①税務署に行かずに自宅から申告できる
- ②生命保険料控除証明書等は、その記載内容を 入力・送信することで、提出または提示を 省略できる
- ③自宅や税理士事務所から e-TAX で提出された 還付申告は 3 週間程度で処理(※ I~2 月提 出の場合は 2~3 週間程度)
- ④確定申告期間中は24時間いつでも利用可能

詳しくは国税庁のホームページをご覧ください

i

税務課資産税係からのお知らせ



賞 却資産の申告について

償却資産とは、会社や個人で工場や商店を経営している方や、駐車場やアパートを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物、機械(農業機械含む)、備品等(土地・家屋を除く)のことです。下記の対象者となる方は、早めの申告をお願いします。

期間 令和4年 | 月4日(火)~3|日(月) 【受付時間】9:00~|2:00/|3:00~|7:00

- ・| 月 | 日現在、市内で事業を営んで いる個人または法人
- 対象 ・ | 月 | 日現在、市内で直接事業を営ん ではいないが、事業用の償却資産を 貸し付けている個人または法人
 - ・昨年まで申告している方は、「I 年間の 償却資産の増減のみ(電算処理での申 告は、全資産)」を申告
- 内容 ・新たに申告する方は、「I月I日現在 所在している償却資産すべて」を申告 ※申告用紙が必要な方はご連絡ください ※電子申告(エルタックス)での申告も できます
- ①申告された償却資産課税標準額の合計が、 150万円に満たない場合は課税されません。
- ②税務署で必要経費として減価償却資産申告を 行っている資産で、市に償却資産として申告 していないものも対象となります。
- ●税務署調査で、申告漏れがある事業所及び個人 へも申告書を送付しております。初めて申告書 を受けられた方も申告の対象事業所(者)とな ります。また、申告漏れがあった場合、過年度 にさかのぼって課税になることがありますの で、あらかじめご了承ください。

【三世】 **□★** 税免除特例の申請について

宮古島市では、宮古島市固定資産税の課税免除の 特例に関する条例により、沖縄県の自主的発展に 寄与する目的として一部固定資産税の免除措置が あります。(沖縄振興特別措置法に基づく観光地 形成促進地域、離島地域、情報通信産業振興地域、 過疎地域、産業高度化・事業革新促進地域)

申告期間: | 月4日(火)~|月3|日(月) 【受付時間】9:00~|2:00/|3:00~|7:00

受付場所:税務課 資産税係 窓口

※特例措置を受けるには、各適用項目の条件を満たす方が対象となります。詳細については、宮古島市ホームページの「税金→課税免除の特例について」をご覧いただくか、税務課資産税係までお問い合わせ下さい。

作 宅用地の申告について

住宅用地については、税負担を軽減するための課税標準の特例措置が設けられています。 住宅を新築・増築した場合や住宅の全部、一部を取り壊した場合、土地や家屋の全部又は一部を用途変更した場合は住宅用地の認定が変わりますので、当該年度の初日に属する年の | 月3|日までに申告書の提出が必要になります。

家屋を取り壊したとき

家屋を取り壊したときは、「家屋滅失届」を提出してください。登記済家屋を取り壊したときは、法務局で「滅失登記」をお願いします。届け出がない場合、取り壊した家屋に誤って課税されてしまう可能性があります。ご協力をお願いします。

造 定資産の現況調査について

固定資産税課税台帳整備のため、現況調査を行っています。

市内にある土地の利用状況、建物の種類や構造、新築・増築や建物取り壊し、 償却資産等の実態を把握し、市の課税台帳と登録内容が一致しているかどう かを確認します。

調査にあたっては、敷地外から外観が把握できない等の場合は敷地内に立ち入る場合があります。また記録のため写真撮影を実施します。

調査は、市税務課職員及び市が委託した調査会社が行います。市税務課職員 は市が発行する「調査吏員証、固定資産評価員証又は補助員証等」、委託し た調査会社職員は「調査員証明書」を携帯していますのでご確認下さい。

